

概 要 版

第 3 期

川崎町子ども・子育て支援事業計画



ReBorn!
KAWASAKIMACHI

子どもを育み、子どもの健やかな成長を支え、
住み続けたいと感じられるまち

令和 7 年 3 月



1 計画策定の背景と趣旨

「第2期川崎町子ども・子育て支援事業計画」(以下「第2期計画」という)および「川崎町子どもの未来応援計画」の進捗状況を検証するとともに、社会環境の変化や本町の子どもや子育て家庭を取り巻く状況等を踏まえ、子ども・子育て支援に向けた取り組みを切れ目なく総合的に推進するため、「子ども・子育て支援事業計画」と「子どもの未来応援計画」を一体的な計画として「第3期川崎町子ども・子育て支援事業計画」(以下「本計画」という)を策定しました。

2 計画の位置づけと期間

▶計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「次世代育成支援行動計画」、子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第9条に基づく「子どもの貧困対策推進計画」を一体的に策定しています。

▶計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5か年を計画期間とします。

3 児童人口の推計



令和6年(2024年)から令和11年(2029年)までに289人減少すると予想されているんだね…



資料：住民基本台帳人口に基づくコーホート法による推計

4 計画の基本的な方向

▶計画の基本理念の考え方

第2期計画では、『川崎町に生まれて・住んでよかったと感じられるような子育てしやすいまちづくり』を基本理念として、子どもや子育て家庭に寄り添った支援を行ってきました。本計画においてもこの考え方や視点を継承するとともに、「川崎町子どもの権利条例」や「第6次川崎町総合計画」、「川崎町子どもの未来応援計画」の考え方を踏まえ、本計画の基本理念を設定します。



計画の基本理念



子どもを育み、子どもの健やかな成長を支え、
住み続けたいと感じられるまち

5 計画の体系

【基本目標】

【基本施策】

目標 1
子どもを安心して
産み育てることが
できる支援の推進

1. 地域における子育ての支援
2. 母子等の健康確保および増進
3. 職業生活と家庭生活との両立の推進



目標 2
子どもやその家庭を支
える環境づくり

1. 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
2. 支援が必要な子どもやその家庭を支える環境の整備・充実

目標 3
安全・安心な環境
づくり

1. 子育てを支援する生活環境の整備
2. 子ども等の安全の確保

目標 4
子どもの貧困対策の
推進
(子どもの未来応援計画)

1. 教育の支援
2. 生活の支援
3. 保護者の就労支援
4. 経済的支援



6 施策の展開

基本目標1 子どもを安心して産み育てることができる支援の推進

子どもが心身ともに健やかに成長していけるよう、妊娠・出産期から子育て期に至る時期において切れ目のない一貫した母子の健康づくりを推進します。また、地域の中で子育て家庭が支えられるよう、子育てと仕事を両立できる環境づくりを進めていきます。

基本施策1 地域における子育ての支援

町の 主な取組

- 幼児教育・保育の質の向上
- 放課後子ども教室
- 学びっこ教室
- ブックスタート事業



基本施策2 母子等の健康確保および増進

町の 主な取組

- 妊娠期からのケア・サポート事業
- 妊産婦・新生児等訪問指導
- 乳幼児期の栄養指導
- 乳児家庭全戸訪問事業
- 母子健康手帳交付
- 乳幼児健康診査
- 養育支援訪問事業
- こころの相談事業
- 子育てや家族の悩み相談窓口
- こども家庭センター事業

基本施策3 職業生活と家庭生活との両立の推進

町の 主な取組

- 保育サービス等の充実
- 福岡県ママと女性の就業支援センター【県事業】
- 産後の休業および育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保
- 両立支援等助成金【国事業】
- 育児休業給付金【国事業】

基本目標2 子どもやその家庭を支える環境づくり

学校・家庭・地域が一体となって子どもを育てるとともに、生きる力を育む教育を推進します。また、要保護児童等への対応やきめ細やかな取り組みを推進します。

基本施策1 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

町の 主な取組

- 学力向上の推進
- 学校における道徳教育の推進
- 体力向上の推進
- 学校における保健授業の充実
- コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)
- 幼児教育・保育と小学校との円滑な接続の推進
- 幼児教育・保育の質の向上
- 地域子育て支援センター
- 情報モラル教育

基本施策2 支援が必要な子どもやその家庭を支える環境の整備・充実

町の 主な取組

- 子どもの権利の周知
- 家庭支援事業
- 児童虐待防止対策
- ひとり親家庭に対する支援の推進
- 障がい児相談支援
- 保育所等訪問支援
- 放課後等デイサービス

基本目標3 安全・安心な環境づくり



子どもを交通事故や犯罪等から守り、地域全体で安心して子育てできる環境をつくります。

基本施策1 子育てを支援する生活環境の整備

町の 主な取組

- 県営住宅の優遇措置
- 公共施設、公共交通機関、建築物等のバリアフリー化
- 川崎町通学路交通安全プログラム
- 「あんあんネットふくおか」の周知

基本施策2 子ども等の安全の確保

町の 主な取組

- 交通安全教室
- チャイルドシートの無料貸し出し事業【川崎交通安全協会】

基本目標4 子どもの貧困対策の推進（子どもの未来応援計画）



全ての子どもたちが前向きな気持ちで夢や希望を持ち成長していけるよう、子どもの貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を持ち、子どものことを第一に考えた支援を行います。

基本施策1 教育の支援

町の 主な取組

- 0～2歳児保育料無償化
- 幼児教育・保育の質の向上
- 給付型奨学金
- 就学相談
- 土曜の風
- 放課後子ども教室
- 高校生等奨学給付金【国事業】
- 3～5歳児の副食費の助成
- 就学援助制度
- 学習補助教材支給
- 学びっこ教室
- チャレンジ教室
- 高等学校等就学支援金【国事業】
- 進学・就職準備給付金【国事業】

基本施策2 生活の支援

町の 主な取組

- 妊娠期からのケア・サポート事業
- 産後ケア事業
- 乳児家庭全戸訪問事業
- 乳幼児期の栄養指導
- 子ども発達相談事業（ひまわり）
- ひとり親家庭等日常生活支援
- こころの相談事業
- 要保護児童対策地域協議会
- 産前・産後サポート事業
- 妊産婦・新生児等訪問指導
- 乳幼児健康診査
- 乳幼児期の保健指導
- 養育支援訪問事業
- 県営住宅の優遇措置
- 子どもホットライン 24【県事業】
- 川崎町子どもの権利条例

基本施策3 保護者の就労支援

国・県の 主な取組

- 福岡県ママと女性の就業支援センター【県事業】
- マザーズハローワーク事業【国事業】
- 教育訓練給付金【国事業】
- 福岡県自立支援教育訓練給付金事業【国事業】
- ひとり親サポートセンター事業【県事業】
- 両立支援等助成金【国事業】
- 教育訓練休暇給付金【国事業】
- 福岡県高等職業訓練促進給付金事業【国事業】

基本施策4 経済的支援

町の 主な取組

- 子どもの医療費の助成
- 病児病後児保育利用時作成料助成
- 障がい児自立支援医療(育成医療)の給付
- 生活福祉資金の貸付(県社協事業の一部受託)
- 特別児童扶養手当
- 公正証書等作成支援事業【県事業】
- 未熟児養育医療費の給付
- ひとり親家庭等医療費助成制度
- 新生児聴覚検査費用の助成
- 児童扶養手当
- 出産・子育て応援交付金の支給
- 福岡県母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度【国事業】

7 子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策

▶教育・保育施設の需要量及び確保方策の設定



本町の教育・保育提供区域は町全域とし、ニーズ調査及び実績等をもとに、量の見込みを算出した上で、令和7年度から11年度までの量の見込みに対する確保数を設定しました。
見込人数に対して、十分に供給量が確保できています。

		1号*		2号*		3号*			計
		3~5歳		3~5歳		0歳	1歳	2歳	
		教育を希望		保育が必要		保育が必要			
				教育を希望	左記以外				
令和7年度 (2025)	見込人数		10	0	211	51	49	61	382
	利用可能人数	幼稚園	/		/		/		
		認定	幼稚園部分	10	/		/		
		こども園	保育所部分	/		37	9	12	12
	保育所		/		347	67	76	90	580
	合計		10	384		76	88	102	660
	過不足数		0	173		25	39	41	278
参考	町外からの受託児童推計	0	115		15	30	40	200	
令和8年度 (2026)	見込人数		10	0	214	49	54	49	376
	利用可能人数	幼稚園	/		/		/		
		認定	幼稚園部分	10	/		/		
		こども園	保育所部分	/		37	9	12	12
	保育所		/		347	67	76	90	580
	合計		10	384		76	88	102	660
	過不足数		0	170		27	34	53	284
参考	町外からの受託児童推計	0	115		15	30	40	200	
令和9年度 (2027)	見込人数		10	0	187	47	56	54	354
	利用可能人数	幼稚園	/		/		/		
		認定	幼稚園部分	10	/		/		
		こども園	保育所部分	/		37	9	12	12
	保育所		/		347	67	76	90	580
	合計		10	384		76	88	102	660
	過不足数		0	197		29	32	48	306
参考	町外からの受託児童推計	0	115		15	30	40	200	

※子どもの年齢や保育の必要性に応じて、以下の3つの認定区分があります。1号は、満3歳以上で教育を希望する子ども(幼稚園・認定こども園)。2号は、満3歳以上で保育の必要性がある子ども(保育所(園)・認定こども園)。3号は、0~2歳で保育の必要性がある子ども(保育所(園)・認定こども園)。

		1号		2号		3号			計
		3~5歳		3~5歳		0歳	1歳	2歳	
		教育を希望		保育が必要		保育が必要			
				教育を希望	左記以外				
令和 10年度 (2028)	見込人数		10	0	182	45	50	56	343
	利用 可能 人数	幼稚園							
		認定 こども園	幼稚園部分	10					
			保育所部分			37	9	12	12
		保育所			347	67	76	90	580
	合計		10	384		76	88	102	660
	過不足数		0	202		31	38	46	317
	参考	町外からの受託児童推計	0	115		15	30	40	200
令和 11年度 (2029)	見込人数		10	0	172	42	52	50	326
	利用 可能 人数	幼稚園							
		認定 こども園	幼稚園部分	10					
			保育所部分			37	9	12	12
		保育所			347	67	76	90	580
	合計		10	384		76	88	102	660
	過不足数		0	212		34	36	52	334
	参考	町外からの受託児童推計	0	115		15	30	40	200

▶地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者支援事業 (こども家庭センター型)	量の見込	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	確保方策	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	確保方策 の考え方	川崎町役場健康づくり課窓口の1か所で対応を行います。				
地域子育て支援拠点 事業(わくわく広場)	見込人数	2,063人	1,859人	1,869人	1,798人	1,726人
	利用可能人数	3,400人	3,400人	3,400人	3,400人	3,400人
	確保方策 の考え方	川崎町子育て支援センター「すこやか」の1か所で実施します。				
幼稚園における在園 児を対象とした一時 預かり	見込人数	240人	240人	240人	240人	240人
	利用可能人数	2,400人	2,400人	2,400人	2,400人	2,400人
	確保方策 の考え方	本町の認定こども園の1か所で実施します。				
保育所における一時 預かり保育事業	見込人数	18人	18人	17人	16人	16人
	利用可能人数	20人	20人	20人	20人	20人
	確保方策 の考え方	本町の認可保育所(園)および認定こども園のうち4か所で実施します。				

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
乳児家庭全戸訪問事業	見込人数	67人	65人	62人	60人	57人
	利用可能人数	100人	100人	100人	100人	100人
	確保方策の考え方	今後も継続して事業の展開を行います。				
養育支援訪問事業	量の見込	124回	120回	114回	111回	106回
	確保方策	150回	150回	150回	150回	150回
	確保方策の考え方	今後も継続して事業の展開を行います。				
ファミリー・サポート・センター事業	確保方策の考え方	本町では、これまで需要がなかったため実施していませんでしたが、今後必要に応じて事業の実施を検討していきます。				
子育て短期支援事業（ショートステイ）	確保方策の考え方	本町では、これまで需要がなかったため実施していませんでしたが、今後必要に応じて事業の実施を検討していきます。				
延長保育事業	見込人数	163人	161人	151人	146人	139人
	利用可能人数	520人	520人	520人	520人	520人
	確保方策の考え方	本町の認可保育所（園）および認定こども園の9か所で実施します。				
病児・病後児保育事業	見込人数	15人	15人	15人	15人	15人
	利用可能人数	35人	35人	35人	35人	35人
	確保方策の考え方	田川市病児病後児保育室で実施します。				
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	見込人数	167人	153人	142人	134人	126人
	利用可能人数	230人	230人	230人	230人	230人
	確保方策の考え方	町内の全小学校区の5か所で実施します。				
妊婦健康診査事業	見込人数	744人	724人	684人	664人	635人
	利用可能人数	980人	980人	980人	980人	980人
	確保方策の考え方	今後も継続して事業の展開を行います。				
子育て世帯訪問支援事業	確保方策の考え方	国の動向等を踏まえ、事業の実施を検討していきます。				
児童育成支援拠点事業	確保方策の考え方	国の動向等を踏まえ、事業の実施を検討していきます。				
親子関係形成支援事業	確保方策の考え方	国の動向等を踏まえ、事業の実施を検討していきます。				

第3期川崎町子ども・子育て支援事業計画【概要版】

発行年月 令和7年3月 編集・発行 川崎町役場 健康づくり課

〒807-0198 福岡県田川郡川崎町大字田原 804 番地

Tel 0947-72-5800 Fax 0947-72-3502